

審 査 メ モ

1 港湾調査（基幹統計調査）の変更

平成27年1月以降に実施する港湾調査（以下「本調査」という。）について、調査計画における「報告を求める者」、「集計事項」及び「調査方法」を以下のとおり変更することとしている。

(1) 報告を求める者

報告を求める者の数について、甲種港湾調査票による調査（月次調査。以下「甲種港湾調査」という。）は「160港」から「161港」に、乙種港湾調査票による調査（年次調査。以下「乙種港湾調査」という。）は「557港」から「533港」にそれぞれ変更する。

(審査結果)

報告を求める者については、港湾調査対象港湾基準（平成17年国土交通省交通調査統計課作成）に基づき、近年の入港船舶隻数、取扱貨物量等を踏まえ、港湾の実態に即した的確な統計の整備に資するための見直しを行うこととしている。

これについては、前回答申（平成21年8月24日付け府統委第64号）の「今後の課題」において、我が国港湾の利用実態を適切に捉える観点から5年程度の周期で定期的に調査対象港湾の見直しを行うことが求められていることに対応するものであり、おおむね適当であると考え、当該見直しによって我が国港湾の利用実態が適切に捉えられるものとなっているか検討する必要がある。

(論点)

a 甲種港湾、乙種港湾及び調査対象外港湾をそれぞれどのような考えにより区分しているのか。また、どのような経緯等により、現在の調査対象港湾の区分の考え方に至っているのか。

b 近年における甲種港湾、乙種港湾及び調査対象外港湾の数の推移は、どのようなになっているのか。

また、従来調査対象となっていた港湾が調査対象外となるなどにより、調査対象外港湾の数が増えている場合、調査対象外となっている港湾の実態等を把握しなくても、港湾の開発、利用及び管理に係る基礎資料として支障は生じないのか。支障が生じないとする場合、その理由は何か。あるいは、調査対象外となっている港湾の実態等について、他の行政記録情報や業務統計等により、必要な一定の情報の把握が可能か。

c 今回、港湾調査対象港湾基準に基づいて、それぞれの港湾の見直しを行った結果、(i) 乙種港湾から甲種港湾に変更、(ii) 甲種港湾から乙種港湾に変更、(iii) 乙種港湾から調査対象外港湾に変更について、具体的にどのような基準（理由）に基づいて変更することとしているのか。見直し後の新たな調査対象港湾全体から得ら

れる本調査の結果は、調査結果の港湾行政における利活用・有用性や統計の継続性を確保する等の観点から、問題はないのか。

- d 今回、港湾調査対象港湾基準に基づいて、それぞれの港湾の見直しを行った結果、他の港に編入する港湾（重要港湾である石巻港（甲種港湾）及び地方港湾である松島港（乙種港湾）を国際拠点港湾である仙台塩釜港（甲種港湾）に編入）については、当該基準との関係でどのように考えればよいのか。また、なぜ、調査対象港湾として編入することとしているのか。

編入後は、一つの調査対象港湾が三つの調査対象港湾分の実態を示すこととなる中、新たな調査対象港湾として得られる本調査の結果が、調査結果の港湾行政における利活用・有用性や統計の継続性を確保する等の観点から、問題はないのか。

- e 今回の見直しにより、我が国全体における入港船舶隻数、取扱貨物量など主要な港湾統計に係る実態のうちどの程度把握することができると見込まれ、それは我が国港湾の利用実態が適切に捉えたものと言えるのか。

（２）集計事項

甲種港湾調査票の集計事項について、従来のTEU^(注)単位換算のコンテナの取扱個数に、新たにTEU単位換算前のコンテナ長さ別の取扱個数及びコンテナ種別の取扱個数を追加する。

(注) TEU (twenty-foot equivalent units) とは、コンテナの長さ20フィートを1 TEUとして表したコンテナの取扱個数の単位である。例えば、コンテナの長さが9フィート以上11フィート未満の場合は、10フィート区分としTEU換算で0.5個、11フィート以上20フィート未満の場合は、12フィート区分としTEU換算で0.6個、20フィート以上24フィート未満の場合は、20フィート区分としTEU換算で1.0個といった形でコンテナの取扱個数を集計している。なお、1フィート (ft) は0.3048メートルである。

（審査結果）

集計事項については、新たに調査事項を追加することなく、既存の調査事項から得られる情報を活用してより詳細な集計を行うこととしている。

これについては、報告者に新たな負担を課すことなく、集計の充実化を図るものであり、おおむね適当であると考えるが、新たに集計され提供される情報の港湾行政に係る政策課題を検討する上での有用性や利用ニーズについて検討する必要がある。

（論点）

- a コンテナの取扱個数について、従来からTEU単位換算が行われている理由やメリット等は何か。TEU単位換算のコンテナの取扱個数に係る情報は、港湾関係の施策等の面においてどのように利活用されているのか。
- b 今回、コンテナの取扱個数について、新たにTEU単位換算前のコンテナ長さ別の取扱個数及びコンテナ種別の取扱個数に係る情報を集計・公表することとした背景事情は何か。
- c 従前から行われているTEU単位換算のコンテナの取扱個数に係る集計・公表する集計様式（表頭・表側）はどのようなものか。また、今回、新たに集計・公表する集計様式（表頭・表側）は具体的にどのようなものか。
- d 新たな集計様式により、どのような有用な情報が得られるのか。また、港湾ター

ミナルの効率向上に向け施設の整備や臨海道路の整備の検討に資する観点から、どのような分析等が可能となるのか。さらに、当該調査結果の港湾行政における利活用や有用性を図る観点から、既存の調査結果と今回新たに得られる情報のクロス集計等を行うことは考えられないか。

- e 新たに集計・公表される情報は、利用面において、地方公共団体（港湾管理者等）、民間団体、企業、大学、研究者等からどのような利用ニーズが見込まれるのか。

(3) 調査方法

本調査の調査方法について、従来の調査員調査に加え、新たにオンライン調査を導入する。オンライン調査は、調査員と報告者間において電子メールにより行う。

(審査結果)

調査方法については、公的統計の整備に関する基本的な計画（平成26年3月25日閣議決定。以下「第Ⅱ期基本計画」という。）において、オンライン調査の推進を図ることとされていることを踏まえ、調査員と報告者間において電子メールによるオンライン調査を新たに導入することとしている。

これについては、報告者負担の軽減や利便性の向上を図るとともに、調査員の集計事務等の効率化に資するものであり、おおむね適当であると考えるが、オンライン調査の円滑な実施に向けた取組状況等について検討する必要がある。

(論点)

- a 本調査の調査系統が「国土交通省-都道府県-調査員-報告者」である中で、調査の実施体系は、具体的にどのようなものとなっているのか。
- b 報告者は、従前から任意で電磁的記録による報告が可能とされているが、各調査対象港湾において、調査員と報告者の間のオンライン利用率は、現状どの程度の状況であり、今後、どのくらいの利用率の向上が見込めるのか。
- c 調査計画上、調査方法の一つとしてオンライン調査を位置付けることにより、本調査の実査業務等において、具体的にどのような効果が期待できるのか。
- d オンライン調査の定着・推進を図っていく観点から、どのような取組を行うこととしているのか。
例えば、都道府県等の経由機関、調査員、報告者である事業所（船舶運航事業者、港湾運送事業者等）に対する周知・広報の面では、どのような取組を行うこととしているのか。
- e 今回、オンライン調査の方法として、報告者から調査員に対する電子メールによる報告の方式を導入することとしている中、セキュリティの確保に当たってはどのような点に留意し、対策を講じることとしているのか。
- f 電子メール以外の方法（例えば、政府統計共同利用システムの利用等）を採る余地はないのか。政府統計共同利用システムを直ちに利用することが困難であるとしても、今後の見込み等どのように考えているか。

2 前回答申（平成21年）における今後の課題への対応

本調査の前回答申（平成21年8月24日付け府統委第64号）の「今後の課題」において、以下の2点が指摘されており、調査実施者である国土交通省における対応状況の適否等について検討する必要がある。

- ① 調査対象港湾については、我が国港湾の利用実態をより適切に捉える観点から、今後、5年程度の周期で定期的に見直しを行う必要があること（前述1（1）参照）。
- ② 本調査の実施に当たっては、入出港届及び輸出入申告に係る情報の活用について、港湾関連手続の電子化の更なる進展状況等を踏まえ、その活用港湾の拡大を図るなど、行政記録情報等の一層の活用について検討を行う必要があること。

（審査結果）

<②関係>

行政記録情報等の活用は、報告者の記入等の負担軽減や、統計作成の簡素化・効率化及び統計精度の維持・向上を図る上で有効であるとされており、このため、第Ⅱ期基本計画において行政記録情報等の利活用の推進が求められている。

国土交通省では、本件課題について、港湾法（昭和25年法律第218号）等に基づく入出港届や、関税法（昭和29年法律第61号）に基づく輸出入に係る申告情報について、その利用促進に努めており、おおむね適当であると考えているが、これらの情報の更なる利用促進の余地や、港湾行政においては様々な行政記録情報等があり、本調査における行政記録情報等の更なる活用の余地について検討する必要がある。

（論点）

- a 行政記録情報等のうち本調査の調査事項と関連するものとしては、どのようなものがあるのか。また、それらに関し、本調査における調査事項の代替や統計作成等への活用状況についてどのようになっているのか。
- b 本調査においては行政記録情報等で把握されている事項や類似の事項を調査事項としている場合があるが、本調査における調査事項の代替や統計作成等への活用状況が進んでいない原因や理由は何か。
- c 行政記録情報等のうち、港湾法等に基づく入出港届に係る情報及び関税法に基づく輸出入に係る申告情報は、本調査に活用しているものの、調査対象港湾によって活用状況に違いがあるとしているが、その原因や理由は何か。
また、関税法に基づく輸出入に係る申告情報の一層の活用について、公表に当たって個人情報秘匿化し、専ら統計で利用する場合であっても、報告者からの同意書を必要としているが、その理由は何か。関税法に基づく輸出入に係る申告情報を活用する5大港湾について、同意書を得るためにどのようなことが必要か。
- d 前回答申以降、国土交通省は、港湾関連手続の電子化の更なる進展状況等を踏まえ、これまで行政記録情報等の一層の活用のためどのような取組を行ってきたのか。また、当該取組により行政記録情報等の活用はどの程度進んだのか。特に、港湾法等に基づく入出港届に係る情報及び関税法に基づく輸出入に係る申告情報について、どのような活用促進に係る取組を行ってきたのか。

さらに、これらの取組が、調査対象港湾数や報告者数の変更、調査業務の簡素化・

効率化、報告者負担の軽減等にどの程度効果を挙げているか。

- e 今後、本調査において行政記録情報等の推進を図っていくため、どのような取組を行っていくこととしているのか。

3 その他（調査結果の公表の方法及び期日）

月次調査で実施されている甲種港湾調査の結果の集計・公表について、調査計画では、調査期日の翌日から2か月以内とされているが、2か月以内に公表されるのは全港湾でなく、一部の港湾に係る結果であることから、本調査の集計・公表について更なる工夫等の余地がないか検討する必要がある。

（審査結果）

申請負担軽減対策（平成9年2月10日閣議決定）において、原則として、全ての指定統計（現在の基幹統計）の第1報の公表を可能な限り早期化し、遅くとも月次調査は60日以内、年次・周期調査は1年以内に公表することとされている。

甲種港湾調査については、全港湾の報告を待っての集計・公表では60日以内の公表は困難であるとして、平成23年3月分から、報告された港湾のみを集計し、調査月の翌月末から順次毎月公表する方法を採っている。

基幹統計の60日以内の第1報という点では所要の対応をしておき、おおむね適当であると考えますが、本調査の集計・公表について更なる工夫等の余地がないか検討する必要がある。

（論点）

- a 甲種港湾調査について、月単位で調査・公表する理由は何か。
- b 平成25年における全ての調査対象港湾に係る結果ベースの公表実績（平成25年の予定公表日と実際の公表日）は、どのようになっているのか。また、実査から公表までの各工程において、どの程度期間を要しているのか。
- c 上記「b」に関連し、平成25年の予定公表日と実際の公表日の間が相当程度離れている場合、あるいは、実査から公表までの各工程において相当程度の期間を要している場合、このような実態が生じている原因や理由は何か。また、当該実態に対し、どのような改善策を講じているか。
- d 月報集計表が提出された港湾のみを集計した「港別集計値」の集計内容、公表方法、港湾数の公表率は、どのようなものになっているか。また、これらは、利用者による結果の利活用において問題はないか。仮に、問題があるとした場合、その改善に向けてどのような取組が考えられるか。